

## 糸島市イメージキャラクターいとゴンの使用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、糸島市イメージキャラクターいとゴン（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、糸島市（以下「市」という。）に属する。

### (使用の申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合、又は市が主体となって実施するイベント等で使用する場合を除いて、糸島市長（以下「市長」という。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより使用の申請を行うものとする。

#### (1) 申請書方式

糸島市イメージキャラクターいとゴン使用申請書（様式第1号）を郵送若しくは窓口を持参、又は電磁的記録を電子メールにて市長に提出する方式

#### (2) オンライン申請方式

市長が指定する電子申請システム（ふくおか電子自治体共同運営協議会が運営するふくおか電子申請サービス）を通じて申請する方式

#### (3) 前各号に定めるもののほか、前各号に準ずるものであって市長が認める方式

3 第1項の許可を受けようとする者は、前項の申請に併せて、次の各号に掲げる書類又は電磁的記録を提出しなければならない。

#### (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料

#### (2) キャラクターの使用状況がわかる完成見本等

#### (3) その他市長が必要と認める書類

### (使用の許可)

第4条 市長は、前条に規定する使用の申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が糸島製品の販売・PRの推進や市のPRに寄与すると認めるときは、使用を許可することができる。この場合において、市長は必要があると認める場合には、キャラクターの使用方法その他について、条件を付することができる。

2 市長は、前項の使用の許可（以下「使用許可」という。）を行ったときは、糸島市イメージキャラクターいとゴン使用許可書（様式第3号）を申請者へ送付する。

### (使用許可の制限)

第5条 キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は許可しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利害を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合又はこれらの者に商品等を販売する場合
- (6) 糸島市暴力団排除条例（平成22年条例第200号）第2条に定める暴力団若しくは暴力団員が使用する場合又はこれらの者と密接な関係を有する場合
- (7) キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) 立体物で、その表現がキャラクターの立体物と認められない場合
- (10) キャラクターの変形、その他キャラクターの使用が適当でないと認められる場合
- (11) その他市長が使用許可を不適當と認める場合

（使用料）

第6条 キャラクターの使用料については無料とする。

（地位の承継）

第7条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許可に基づく地位を承継することができる。

（使用上の遵守事項）

第8条 第4条の規定による使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた使用内容のみに使用をすること。
- (2) 第4条の許可を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

（許可内容の変更等）

第9条 使用者が使用許可の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより変更の申請を行うものとする。

(1) 申請書方式

糸島市イメージキャラクターいとゴン変更使用申請書（様式第2号）を郵送若しくは窓口を持参、又は電磁的記録を電子メールにて市長に提出する方式

(2) オンライン申請方式

市長が指定する電子申請システム（ふくおか電子自治体共同運営協議会が運営するふくおか電子申請サービス等）を通じて申請する方式

(3) 前各号に定めるもののほか、前各号に準ずるものであって市長が認める方式

3 市長は、前項の申請を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは、これを許可し、糸島市イメージキャラクターいとゴン変更使用許可書（様式4号）を交付する。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可（前条の変更の許可があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許可が取り消された場合、許可取消の日から使用することはできないものとする。

(1) 使用者がこの要綱に違反した場合

(2) 使用者が第4条の使用許可に付した条件に違反した場合

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) キャラクターの使用継続が確認できない場合

(6) その他キャラクターの使用継続が不相当であると認められた場合

2 市長は、前項の規定による使用許可の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、使用者にキャラクターの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第11条 この要綱による使用許可は、独占して使用する権利を付与するものではない。

2 この要綱による使用許可は、商品、使用者等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 市は、この要綱による使用許可の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 市は、キャラクターの使用を許可したことに起因する損害補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対する全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 市長は、キャラクターの使用許可の状況等について、広く使用促進を図る観点から、キャラクターの使用許可の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この要綱に関する事務は、糸島市企画部ブランド・学研都市推進課が行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和3年3月12日から適用する。